

第 1 号報告

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

2024 年度に改正した規程・細則について

2024 年度 制定ならびに改正した定款・規程・細則について

※改正後の全文については本会ホームページにて確認をお願いいたします。

・定款

第 16 条(召集)

⇒議案資料集を会員に発送するために、比較的安価なクロネコヤマトの DM メール便を利用していたが、日本郵政の信書の扱いにより、議案資料集の発送は郵便を使用することになった。郵送になれば、従来までのメール便による発送と比べ、1 回あたり約 30 万円の支出増加となり、本会の財政を圧迫することが明らかである。支出削減に向けて検討を重ねた結果、議案書の送付及び委任状・議決権行使の方法として、いずれも電子提供措置（デジタル化）を選択することとした。これに伴い、第 16 条に第 3 項「総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。」を追加した。

第 29 条(報酬等)

⇒本会の規模が拡大することによって、理事及び監事の業務は増加するとともに複雑化し、ボランティアな関わりでは限界が生じている。そこで、第 29 条の「本会の理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の」という文言を削除することとし、今後非常勤役員にも報酬を支払うことができることとした。ただし、報酬額については、「総会において定める総額の範囲内（予算の範囲内）」で、「総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額」を支払うこととする。報酬が予算の範囲内である以上、報酬を支払うことが難しい場合は、当然報酬を支払わないこともできる。

・規程第 12 号 職員給与規程

第 3 条（給与の構成）

⇒執行体制の柔軟性に鑑み、将来常勤役員を雇用する準備として、年俸制を制定しておくこととした。

第 4 条（給与の締切日及び支払日）

⇒第 3 条にて年俸制を制定したことにより、第 4 条に年俸制で支給する給与の計算期間を追加した。

・細則第 8 号 年俸制職員の給与に関する細則

⇒年俸制を制定したことにより、新設した。

・規程第 18 号 苦情申立に対する手続き規程

第 19 条（苦情申立受付の報告）

⇒苦情申立を受け付けた際の対応について、審査の開始の是非を苦情解決委員会で協議する必要があることから、「被申立人から事情を聴取したうえで、速やかに苦情解決委員会に報告しなければならない」から「苦情申立を受け付けた場合は、速やかに苦情解決委員会を招集しなければならない」と修正した。

・細則第 9 号 苦情申立に対する手続き規程施行細則

⇒苦情申立に対する手続きの手順を示し、懲戒対象や懲戒処分基準、懲戒後の扱い等の指針を示すことで苦情対応の標準化を図ることを目的とするために新設した。

・規程 30 号 イメージキャラクター使用取扱規程

⇒本会の象徴となるイメージキャラクターの使用取扱に関する事項を定めるため新設した。

・規程第 31 号 ソーシャルメディア運営規程

⇒本会の広報活動を推し進める手段としてのソーシャルメディアに関する必要な事項を定めるため新設した。

・主催研修等における自然災害等発生時の開催についての判断基準（ガイドライン）

⇒感染力・重篤度・危険性が高い感染症が拡大した際の判断基準について定める必要があるため、改正した。